

施設長の皆さんへ

児童養護施設損害保険制度のご案内

本制度の趣旨

本制度は児童養護施設を設置・経営される社会福祉法人等が、施設運営上遭遇する不測の事故に対しての備えを行う為に、昭和61年に創設されたものであり、多くの施設にご加入をいただいております。

さまざまな困難をもつ児童を処遇する上ではどんな事故が発生するか分かりません。本制度は、児童養護施設の実態に適した内容となっており、是非この機会にご加入されますことをおすすめいたします。

保険期間 2024年11月1日午後4時から
2025年11月1日午後4時まで1年間

{ * 中途加入は毎月20日締切(手続完了)、
翌月1日午前0時より補償開始
* I.入所児童24時間傷害補償②・III.入所児童個人賠償補償は
2024年11月1日午前0時から2025年10月31日午後12時まで
を特約期間とする包括契約です。 }

〈代理店・扱者(幹事)〉

MSK保険センター株式会社

本店営業第二部

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
三井住友海上駿河台新館 8F

TEL 03-3259-7901 FAX 03-3259-7917

〈引受保険会社〉

三井住友海上火災保険株式会社

公務第二部・営業第一課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台
3-11-1

TEL 03-3259-3017 FAX 03-3293-8609

〈保険契約者〉

公益財団法人 児童育成協会

〒102-0081 東京都千代田区四番町2-12

四番町THビル6階

TEL: 03-5357-1134 FAX: 03-5357-1809

目次

・ 本制度の特色	P. 1
・ 児童養護施設損害保険制度の概要	P. 2
・ Q & A	P. 4
・ 児童養護施設損害保険制度における保険金のお支払い事例	P. 5
・ 各補償の詳細について	P. 6
・ 加入手続	P. 19
・ ご注意点	P. 22
・ 各保険の重要事項のご説明	P. 24
・ 事故が発生した場合	P. 35
・ 事故が発生した場合の連絡先一覧表	P. 37
・ 事故報告書	裏表紙

本制度の特色

1. 児童養護施設特有の事故に焦点をあわせた損害保険制度です。

*児童養護施設、児童養護施設を運営されている社会福祉法人が兼営する乳児院、小規模施設(グループケア、グループホーム、ファミリーホーム)が本制度へ加入いただけます。

2. 主契約と任意契約で施設に関する事故を幅広く補償します。

- | | |
|---------------|--|
| ①主 契 約(セット加入) | I .入所児童24時間傷害補償 |
| | ①「児童養護施設・乳児院」の幼稚園・小学校・中学校・高等学校生対象 |
| | ②「小規模グループケア（本園ユニットケア・分園型）・地域小規模児童養護施設（グループホーム）」の入所児童、①の幼稚園・小学校・中学校・高等学校生以外対象 |
| | II .施設管理者賠償補償 |
| | III .入所児童個人賠償補償 |
| ②任意契約(任意加入) | IV .職員向け災害見舞金補償 |
| | V .短期入所児童向け傷害補償 |
| | VI .ボランティア・実習生向け傷害補償 |

児童養護施設損害

保険の種類		保険金額(支払限度額)															
入所児童24時間傷害補償		<ul style="list-style-type: none"> ● 傷害死亡・後遺障害保険金額 1口あたり 100万円 ● 傷害入院保険金日額 1口あたり 1,500円 ● 通院については補償されません。 ● 手術を受けた場合は傷害手術保険金（入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍）をお支払いします。 <p style="text-align: right;">最高5口までご加入いただけます</p>															
主契約(セット) ① ② から 選択	<p>①「児童養護施設・乳児院」の幼稚園・小学校・中学校・高等学校生対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 普通傷害保険 ● 学校契約団体傷害保険（管理下および管理下外補償）特約 ● 保険料確定特約（学校契約団体傷害保険（管理下および管理下外補償）特約用） ● 天災危険補償特約 <p>②「小規模グループケア（本園ユニットケア・分園型）・地域小規模児童養護施設（グループホーム）」の入所児童、①の幼稚園・小学校・中学校・高等学校生以外対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 団体総合生活補償保険（MS&AD型） ● 包括契約特約（毎月報告・一括精算） ● 保険料確定特約（包括契約特約用） ● 天災危険補償特約 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事故の発生の日から起算して7日が満了する日以降においてなお、入院保険金の支払いを受けるべき状態にある場合に限り、入院保険金または手術保険金をお支払いします。 															
	<p>施設管理者賠償補償</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設所有（管理）者賠償責任保険 ● 生産物賠償責任保険 ● 昇降機賠償責任保険 	<p>施設・業務上のミス・エレベーターによる事故 飲食物等による事故 (施設所有（管理）者賠償責任保険・(生産物賠償責任 昇降機賠償責任保険)保険)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1名</th> <th>1事故</th> <th>1事故・保険期間中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aコース</td> <td>身体障害 3,000万円 財物損壊 —</td> <td>1億円 200万円</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>Bコース</td> <td>身体障害 3,000万円 財物損壊 —</td> <td>3億円 500万円</td> <td>3億円</td> </tr> <tr> <td>Cコース</td> <td>身体障害 1億円 財物損壊 —</td> <td>3億円 1,000万円</td> <td>3億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>免責金額 A～Cコース共通 身体障害・財物損壊それぞれ1事故につき3万円 1事故につき3万円</p>	区分	1名	1事故	1事故・保険期間中	Aコース	身体障害 3,000万円 財物損壊 —	1億円 200万円	1億円	Bコース	身体障害 3,000万円 財物損壊 —	3億円 500万円	3億円	Cコース	身体障害 1億円 財物損壊 —	3億円 1,000万円
区分	1名	1事故	1事故・保険期間中														
Aコース	身体障害 3,000万円 財物損壊 —	1億円 200万円	1億円														
Bコース	身体障害 3,000万円 財物損壊 —	3億円 500万円	3億円														
Cコース	身体障害 1億円 財物損壊 —	3億円 1,000万円	3億円														
任意契約(任意加入)	<p>入所児童個人賠償補償</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 団体総合生活補償保険 ● 包括契約特約（毎月報告・一括精算） ● 保険料確定特約（包括契約特約用） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活賠償保険金額 1事故 3億円 ● 免責金額はありません。 															
	<p>職員向け災害見舞金補償</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 労働災害総合保険 ● 通勤災害補償特約 	<p style="text-align: right;">最高3口までご加入いただけます</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>死亡</th> <th colspan="4">後遺障害</th> <th>休業補償</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3級 1口あたり 500万円</td> <td>500万円 4級 400万円 5級 350万円 6級 300万円</td> <td>7級 250万円 8級 200万円 9級 150万円 10級 100万円</td> <td>11級 25万円 12級 15万円 13級 10万円 14級 10万円</td> <td>50万円 25万円 15万円 10万円</td> <td>1日あたり 1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>● 口数に応じて、支払限度額は下記例のとおりとなります。 (例)2口加入の場合、死亡・後遺障害1～3級は500万円×2口=1,000万円、4～14級、休業補償の支払限度額もそれぞれ2倍となります。</p>	死亡	後遺障害				休業補償	1～3級 1口あたり 500万円	500万円 4級 400万円 5級 350万円 6級 300万円	7級 250万円 8級 200万円 9級 150万円 10級 100万円	11級 25万円 12級 15万円 13級 10万円 14級 10万円	50万円 25万円 15万円 10万円	1日あたり 1,000円			
死亡	後遺障害				休業補償												
1～3級 1口あたり 500万円	500万円 4級 400万円 5級 350万円 6級 300万円	7級 250万円 8級 200万円 9級 150万円 10級 100万円	11級 25万円 12級 15万円 13級 10万円 14級 10万円	50万円 25万円 15万円 10万円	1日あたり 1,000円												
任意契約(任意加入)	<p>短期入所児童向け傷害補償</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 団体総合生活補償保険（標準型） ● 管理下中の傷害危険補償特約 ● 準記名式契約（全員付保）（同一保険金額）特約 ● 天災危険補償特約 	<ul style="list-style-type: none"> ● 傷害死亡・後遺障害保険金額 1口あたり 100万円 ● 傷害入院保険金日額 1口あたり 1,500円 ● 通院については補償されません。 ● 手術を受けた場合は傷害手術保険金（入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍）をお支払いします。 <p style="text-align: right;">最高5口までご加入いただけます</p>															
	<p>ボランティア・実習生向け傷害補償</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 団体総合生活補償保険（標準型） ● 管理下中の傷害危険補償特約 ● 準記名式契約（一部付保）（同一保険金額）特約 	<ul style="list-style-type: none"> ● 傷害死亡・後遺障害保険金額 1口あたり 100万円 ● 傷害入院保険金日額 1口あたり 1,500円 ● 通院については補償されません。 ● 手術を受けた場合は傷害手術保険金（入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍）をお支払いします。 <p style="text-align: right;">最高5口までご加入いただけます</p>															

※上記のうち、傷害補償については職種級別A（一般事務従事者、一般学生等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。

保険制度の概要

補償内容	年間保険料																																				
<p>時間・場所を問わず、偶然な事故によるケガにより、入所児童が死亡した場合、後遺障害を被った場合、所定の要件を満たす入院をした場合および手術した場合に保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本補償は長期入所児童（措置児童）向けの補償です。短期入所児童の補償を希望される場合は、下記「短期入所児童向け傷害保険」にご加入ください。（長期入所児童全員が対象となります。） <p>・「児童養護施設・乳児院」の幼稚園・小学校・中学校・高等学校生以外を対象とした補償をご希望の場合は以下②も併せてご加入ください。</p>	<p>以下の通り</p>																																				
<p>*前年度の長期入所児童（措置児童）の在籍名簿※のご提出が必要です。</p> <p>※「児童養護施設・乳児院」がご加入の場合は、前年度の幼稚園・小学校・中学校・高等学校生以外の長期入所児童の在籍名簿</p>	<p>中学生以下(幼稚園・小学校・中学校)の人数^(注1)×1,380円×口数 高等学校生(高等学校)の人数^(注1) ×1,628円×口数 最高5口</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2口以上でのご加入をおすすめします。 ●「中学生以下」「高等生」、同じ口数でのご加入となります。 <p>(注1)児童数は協会に対して報告している把握可能な最近の会計年度(1年間)の年間平均入所児童数（新設施設は把握可能な直近平均入所児童数）または被保険者の範囲の詳細はP.22をご覧ください。</p>																																				
<p>施設やエレベーターの管理不備・欠陥、施設管理者の不注意または施設で提供した飲食物などが原因で、入所児童やその他の第三者の生命や身体を害したり、財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p>	<p>前年度(2023年4月1日～2024年3月31日)の長期入所児童(措置児童)の人数^(注2) ×3,010円×口数 最高5口</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2口以上でのご加入をおすすめします。 <p>(注2)「児童養護施設・乳児院」がご加入の場合は、前年度の幼稚園・小学校・中学校・高等学校生以外の長期入所児童(措置児童)の人数（被保険者の範囲の詳細はP.22をご覧ください。）</p>																																				
<p>被保険者である入所児童が日常生活上の不注意により第三者に身体障害や財物損壊を与え、その児童が法律上の損害賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。</p> <p>*前年度の中学生以上の在籍名簿のご提出が必要です。</p>	<p>施設の入所児童定員数^{(注3)(注4)}により、下表のとおりとなります。 ●入所児童定員数には、措置停止・継続児童数を含みます。</p> <p>施設管理者賠償補償保険料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>定員</th> <th>10名まで</th> <th>11～30名</th> <th>31～60名</th> <th>61～70名</th> <th>71～80名</th> <th>81～90名</th> <th>91～100名</th> <th>101名以上</th> </tr> <tr> <td>Aコース</td> <td>23,790円</td> <td>28,540円</td> <td>32,230円</td> <td>33,990円</td> <td>36,660円</td> <td>39,420円</td> <td>42,270円</td> <td>45,230円</td> </tr> <tr> <td>Bコース</td> <td>26,210円</td> <td>31,440円</td> <td>36,350円</td> <td>38,150円</td> <td>40,980円</td> <td>43,910円</td> <td>46,950円</td> <td>50,080円</td> </tr> <tr> <td>Cコース</td> <td>28,820円</td> <td>34,590円</td> <td>39,990円</td> <td>41,980円</td> <td>45,080円</td> <td>48,310円</td> <td>51,640円</td> <td>55,060円</td> </tr> </table> <p>※エレベーターがある場合は、1台につき下記の保険料を加算して下さい。 Aコース3,500円、Bコース4,240円、Cコース4,500円</p> <p>(注3)施設の正式定員数</p> <p>(注4)同一法人で複数施設を運営する場合、定員数を合算して保険料を算出し申込いただくことも可能です。この場合、支払限度額は法人単位で適用されます。</p>	定員	10名まで	11～30名	31～60名	61～70名	71～80名	81～90名	91～100名	101名以上	Aコース	23,790円	28,540円	32,230円	33,990円	36,660円	39,420円	42,270円	45,230円	Bコース	26,210円	31,440円	36,350円	38,150円	40,980円	43,910円	46,950円	50,080円	Cコース	28,820円	34,590円	39,990円	41,980円	45,080円	48,310円	51,640円	55,060円
定員	10名まで	11～30名	31～60名	61～70名	71～80名	81～90名	91～100名	101名以上																													
Aコース	23,790円	28,540円	32,230円	33,990円	36,660円	39,420円	42,270円	45,230円																													
Bコース	26,210円	31,440円	36,350円	38,150円	40,980円	43,910円	46,950円	50,080円																													
Cコース	28,820円	34,590円	39,990円	41,980円	45,080円	48,310円	51,640円	55,060円																													
<p>施設職員（パート、アルバイト等の臨時雇職員を含みます。）が業務中および通勤途上中の災害によって身体に障害を被った場合に、被保険者が法定外補償規定等に基づき政府労災保険等の上乗せ補償金の支払責任を負うことによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア、実習生等賃金の支払いがない方についての補償を希望される場合は、下記「ボランティア・実習生向け傷害補償」にご加入ください。 	<p>「入所児童月別在籍状況報告」で算出した保険料 (被保険者の範囲の詳細はP.22をご覧ください。)</p>																																				
<p>ショートステイ、トワイライトステイ等の短期入所児童が施設管理下中（通常の往復途上中を含みます。）において、偶然な事故によるケガにより死亡した場合、後遺障害を被った場合、入院した場合および手術をした場合に保険金をお支払いします。被保険者（補償の対象者）の名簿（補償対象者名簿）を備え付けていただきます。</p>	<p>施設職員数（含むパート・アルバイト）^(注5) × 870円×口数 最高3口</p> <p>(注5)把握可能な最近の労働保険年度の平均被用者数。 政府労災の概算・確定保険料申告書等でご確認ください。</p>																																				
<p>ボランティア・実習生が施設管理下の活動中（通常の往復途上中を含みます）において、偶然な事故によるケガにより死亡した場合、後遺障害を被った場合、入院した場合および手術をした場合に保険金をお支払いします。被保険者（補償の対象者）の名簿（補償対象者名簿）を備え付けていただきます。</p>	<p>短期入所児童の人数^(注6) × 2,120円×口数 最高5口</p> <p>(注6)短期入所児童の名簿人数（名簿備付要・提出不要）。保険期間中に人数の変更がある場合は、代理店・扱者まで連絡願います。また被保険者の範囲の詳細はP.22をご覧ください。</p>																																				
	<p>ボランティア・実習生の最高稼働人数^(注7) × 2,050円×口数 最高5口</p> <p>(注7)「1日に最大何名がボランティア・実習生として施設業務に従事するか」の見込人数。保険期間中に、実際の最高稼働人数が見込人数を超える場合は、代理店・扱者まで連絡願います。また被保険者の範囲の詳細はP.22をご覧ください。</p>																																				

Q&A

●お手続きについて

Q1 児童が入所／脱退しました。手続きは必要ですか？	A 主契約である入所児童24時間傷害補償・施設管理者賠償補償・入所児童個人賠償補償の場合は手続不要です。上記以外の児童の場合は手続きが必要な場合があります。MSK保険センター(株)へお問合せください。
Q2 保育園へ通っていた児童が小学校に入学しました。手続きは必要ですか？	A 手続き不要です。
Q3 加入者証はいつ届きますか？	A 保険期間開始の1～2か月後に、三井住友海上火災保険(株)より「加入者証」を送付させていただきます。
Q4 申込時に入所児童名簿の添付は必要ですか？	A 入所児童24時間傷害補償②にご加入の場合は、前年度の長期入所児童（措置児童）の在籍名簿のご提出が必要です。入所児童個人賠償補償ご加入の場合は、前年度の中学生以上の在籍名簿のご提出が必要です。それ以外はご提出不要ですが、事故時にご提出をお願いすることができますので備付をお願いします。
Q5 事故がありました。どのように手続きをするのですか？	A パンフレット裏表紙の「児童養護施設損害保険制度」事故報告書にご記入、FAX後、P.37の担当保険金お支払センターへご連絡ください。詳しくはP.35『事故が発生した場合』をご覧ください。
Q6 住所が異なる分園などがある場合、1枚の加入申込票でいずれの施設も契約できますか？	A 同じ運営主体であれば1枚の加入申込票で申込み可能ですが、加入施設の名簿のご提出が必要です。運営主体が異なる分園などがある場合は、施設毎に申し込みとなりますので施設毎に加入申込票をご提出ください。

●補償内容について

Q1 短期入所児童向け傷害補償で対象になるのはどのような児童ですか？	A ショートステイ、トワイライトステイ等、児童相談所等行政機関からの要請で入所する場合に対象になります。
Q2 入所児童が里親の家へ一時的に行くことになりました。里親の家へ行っている間でも、施設管理者賠償補償は補償の対象になりますか？	A 施設管理下ではなくなるので、通常は施設に賠償責任が発生せず、補償の対象にはなりません。ただし、同行していた職員が注意を怠った場合等、施設に賠償責任が発生する場合には補償の対象となります。
Q3 自治体で自転車保険の加入が義務付けられました。入所児童が自転車事故を起こした場合この保険で対応でできますか？	A 以下のとおりです。 ○児童のケガ：入所児童24時間傷害補償で対象になります。 ○第三者のケガ・財物損壊についての賠償責任 小学生以下の児童による事故：施設管理下（施設が保護者責任を問われる場合）での事故であれば対象になります。 中学生以上の児童による事故：対象になります。
Q4 学校から貸与されたタブレットを壊した場合、補償の対象になりますか？	A 個人賠償補償の場合、学校の管理のもと、授業中など一時的に児童に貸し出されるタブレットは補償の対象です。ただし、貸与されたタブレットを養護施設に持ち帰る等、児童が常時管理している場合は補償の対象外となります。 ※上記は一般的なケースを想定しています。学校の管理下であっても貸し出し状況によっては、異なる場合があります。また、施設管理者賠償補償で対象となる場合もあります。
Q5 入所児童個人賠償補償が中学生以上を対象としているのはなぜか？	A 一般的に、概ね小学校卒業程度で責任能力が具わるものとされていることから、入所児童個人賠償補償は中学生以上を対象としています。小学生以下の方が賠償事故を起こした場合には本人は責任無能力者とみなされるケースが多く、その監督者が損害賠償請求されることが想定されるため、本制度では施設管理者賠償補償にて対応します。

児童養護施設損害保険制度における保険金のお支払い事例

保険の種類	事故の内容
入所児童24時間傷害補償	<p>児童の振ったバットが近くにいた他の児童にあたって骨折したもの。</p> <p>児童が遊戯中、自分の前歯が右足の膝に当たり、膝を切ったもの。</p> <p>サッカーボールの蹴り合いで右足じん帯を切断したもの。</p> <p>ドアに頭をぶつけ、首の頸椎を損傷したもの。</p> <p>施設運動場の鉄棒より落下、背骨の一部を圧迫骨折したもの。</p> <p>観光旅行の帰りに大型トラックと衝突。1名が死亡、1名が頭部に打撲を負ったもの。</p> <p>自転車搭乗中に自動車と衝突。右鎖骨を骨折したもの。</p>
施設管理者賠償補償	<p>児童が小学校で保健室の電話機を破損させたもの。</p> <p>児童がソフトボール中、移動式バックネットに衝突し、これが倒れて駐車中の自動車を破損させたもの。</p> <p>施設のグラウンドにて野球を行っている時、打ったボールが近くに駐車中の自動車に当たって破損させたもの。</p> <p>児童が畑に入った野球のボールを棒で探し、ボールを見つけた後、その棒を置きっぱなしにしたところ、後日コンバインで農作業中、コンバインが棒を巻き込み破損したもの。</p> <p>施設の浴室の温度調整を誤り熱湯状態のところへ園児が飛び込み、ヤケドしたもの。</p> <p>小学生以下の児童が施設から学校や友人の家へ行く途中に自転車でスピードを出し過ぎて歩行者に衝突、ケガを負わせたもの。(施設が保護者責任を問われる場合)</p>
入所児童個人賠償補償 (団体総合生活補償保険)	<p>児童(15才)が友人と教員住宅内で石投げをしていたところ、車に当たり傷をつけ法律上の賠償責任を負ったもの。</p> <p>スキー場にて児童(14才)が友達の後を追ってスキーで滑降中、前方を滑っていた子供に衝突し、骨折させ法律上の賠償責任を負ったもの。</p> <p>児童(17才)が自転車搭乗中にバランスを失い、停車中の車に接触、傷をつけ法律上の賠償責任を負ったもの。</p> <p>児童(16才)が自転車運転中、歩行者(60才)に後ろから衝突し、頭蓋骨骨折・脳挫傷を負わせ、結果2日後に死亡したもの。(法律上の賠償責任を負った場合)</p> <p>児童(17才)が自転車にて通学中、歩行者と衝突し負傷させたもの。(法律上の賠償責任を負った場合)</p>
職員向け災害見舞金補償	<p>執務中、職員が児童の遊んでいたボールを拾おうとしたところ、誤って自分が階段から落ち、胸椎圧迫骨折、頸部打撲を負い休業したもの。</p> <p>職員が出勤途中、交差点で出会い頭に衝突、頸部捻挫および挫傷を負い休業したもの。</p>

各補償の詳細について

I. 入所児童24時間傷害補償

①「児童養護施設・乳児院」の幼稚園・小学校・中学校・高等学校生対象

(普通傷害保険+学校契約団体傷害保険(管理下および管理下外補償)特約+保険料確定特約(学校契約団体傷害保険(管理下および管理下外補償)特約用)+天災危険補償特約)

①保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額

※印を付した用語については、P. 7の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害保険金	死亡保険金 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかつた場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。
	後遺障害保険金 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	後遺障害*の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。 (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	入院保険金 保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合 ^(注)	[入院保険金日額]×[入院*した日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする入院した日数は180日が限度となります。 (注2)入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。
	手術保険金 保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合 ^(注)	次の算式によって算出した額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術*の場合…[入院保険金日額]×10 ② ①以外の手術の場合…[入院保険金日額]×5 (注)1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

(注) 次の特約をセットした場合は、下表に掲げる日が満了する日以降においてなお、入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当している場合に限り、入院保険金または手術保険金のうちお支払いすべき保険金をお支払いします。

学校契約団体傷害保険(管理下および管理下外補償)特約

事故の発生の日から起算して7日

②保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、P. 7の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*
	●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ
	●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ
	●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ
後遺障害保険金	●妊娠、出産、早産または流産によるケガ
	●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ
入院保険金	●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ (テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)
	●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ
	●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*
	●入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
手術保険金	●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん) *によって生じた肺炎
	●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ^(*)
(注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。	
など	

【補償対象外となる運動等】

山岳登はん^{(*)1}、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^{(*)2}操縦^{(*)3}、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^{(*)4}搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

- (*) 1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。
- (*) 2) グライダーおよび飛行船は含みません。
- (*) 3) 職務として操縦する場合は含みません。
- (*) 4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

【特約の説明】

特約	特約の概要
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帶するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約 (自動セット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*の場合も、保険金をお支払いします。
保険料確定特約 (学校契約団体傷害保険(管理下および管理下外補償)特約)	把握可能な最近の会計年度または過去1年間の実績に基づき算出した保険料を領収し、保険期間終了後の確定精算を不要とする特約です。

※印の用語のご説明

- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
(*) いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは、「事故が突然的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状^(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
 - ①細菌性食中毒
 - ②ウイルス性食中毒
 (*) 繙続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「後遺障害」とは、治療^{*}の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの^{*}を除きます。
- 「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法および高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかに基づく医療保険制度をいいます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等^{*}を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度^{*}における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^{(*)1}。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療^{*}に該当する診療行為^{(*)2}
 (*) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
- ②の診療行為は、治療^{*}を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等^{*}、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「先進医療」とは、手術^{*}を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師^{*}が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療^{*}が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師^{*}の管理下において治療に専念することをいいます。

I .入所児童24時間傷害補償

②「小規模グループケア(本園ユニットケア・分園型)・地域小規模児童養護施設(グループホーム)」の入所児童、①の幼稚園・小学校・中学校・高等学校生以外対象)
(団体総合生活補償保険(MS&AD型)+包括契約特約(毎月報告・一括精算)+保険料確定特約(包括契約特約用)+天災危険補償特約)

*印を付した用語については、P. 9の「*印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ*印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡 保険金 ★傷害補償 (MS & AD 型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	<p>傷害死亡・後遺障害保険金額の全額</p> <p>(注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。</p> <p>(注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかかるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。)
傷害後遺障害 保険金 ★傷害補償 (MS & AD 型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	<p>傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険 金支払割合(4% ~ 100%)</p> <p>(注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●原因がいかかるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。)
傷害保険金	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	<p>傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数</p> <p>(注1)傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数</p> <p>(注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●原因がいかかるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ <p>など</p> <p>(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p>
傷害手術 保険金 ★傷害補償 (MS & AD 型)特約	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*(180日)中に手術*を受けられた場合	<p>1回の手術*について、次の額をお支払いします。</p> <p>① 入院*中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額 × 10</p> <p>② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5</p> <p>(注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。</p> <p>① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。</p> <p>③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。</p> <p>④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることになった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。</p>	

補償対象外となる運動等
山岳登はん（*1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（*2）操縦（*3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（*4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗
その他これらに類する危険な運動 （*1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。
（*2）グライダーおよび飛行船は含みません。
（*3）職務として操縦する場合は含みません。
（*4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
補償対象外となる職業
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーター舟艇（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフラーを含みます。）、力士
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

【特約の説明】

セットする特約	特約の概要
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帶するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約（自動セット）	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。
保険料確定特約（包括契約特約用）	保険契約の締結と同時に直近の会計年度1年間の被保険者数等に基づき保険料をお支払いいただくことにより、保険期間終了後の確定精算が不要となります。

【※印の用語のご説明】

- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行（*）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
（*）いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（*）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
 - ①細菌性食中毒
 - ②ウイルス性食中毒
 （*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「後遺障害」とは、治療（*）の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来において回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*を除きます。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間（*）内において、支払いの限度となる日数をいい、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称	• 傷害入院保険金
-------------	-----------
- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院（*）が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称	• 傷害入院保険金
-------------	-----------
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（*1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療（*）に該当する診療行為（*2）
 （*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。

 （*2）②の診療行為は、治療（*）を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等*、モーター舟艇（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「先進医療」とは、手術（*）を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般的保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師（*）が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療（*）が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師（*）の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ（*）以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。

II. 施設管理者賠償補償（施設所有（管理）者賠償責任保険+昇降機賠償責任保険+生産物賠償責任保険）

①保険金をお支払いする主な場合

●施設所有（管理）者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険

施設所有者・管理者である被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が所有、使用もしくは管理している各種の施設・設備・用具等の管理の不備、または被保険者もしくはその従業員等の業務活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

また、被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が所有、使用または管理しているエレベーターの構造上の欠陥や運行・管理の不備により発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

●生産物賠償責任保険

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が製造もしくは販売した製品、または被保険者が行った仕事の結果に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

②お支払いの対象となる損害

損害の種類	内 容
① 損 害 賠 償 金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
② 損 害 防 止 費 用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③ 権 利 保 全 行 使 費 用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④ 緊 急 措 置 費 用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤ 協 力 費 用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥ 争 訟 費 用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \frac{\text{⑥争訟費用の額}}{\text{①損害賠償金の額}} \times \text{支払限度額}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

③保険金をお支払いしない主な場合

<賠償責任保険普通保険約款でお支払いしない主な場合>

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソotope《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）等

<賠償責任保険追加特約でお支払いしない主な場合>

- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれかの事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
 - ◇石綿等（アスベスト、石綿製品、石綿纖維、石綿粉塵（じん））の人体への摂取または吸引
 - ◇石綿等への曝露（ばくろ）による疾病
 - ◇石綿等の飛散または拡散
- 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害

<施設所有（管理）者特別約款でお支払いしない主な場合>

- 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- 航空機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリングまたは熱気球の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 昇降機（財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場を含みません。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
→昇降機特別約款にて一部補償できます。
- 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、販売等を目的として展示されている場合を除きます。この場合であっても、走行している間は自動車とみなします。
- 施設外における船舶または車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを含みません。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家事用器具からの蒸気・水の漏出、溢（いっ）出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢（いっ）出による財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害賠償責任
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
→生産物特別約款にて一部補償できます。
- 仕事の終了または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任
→生産物特別約款にて一部補償できます。
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用者その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - (a) 医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - (b) はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
 - (c) 理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
- 被保険者が行うLPGガス販売業務の遂行（LPGガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して生じた損害
- 石油物質が施設から公共水域（海、河川、湖沼、運河）へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - (a) 水の汚染による他人の財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害賠償責任
 - (b) 水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任
- 石油物質が施設から流出し、公共水域の水を汚染またはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕收回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用（被保険者が支出したと否とを問いません。）等

<昇降機特別約款でお支払いしない主な場合>

- 被保険者が故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害
- 昇降機の修理、改造、取外し等の工事に起因する損害

等

<生産物特別約款でお支払いしない主な場合>

- 次の財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること。これらに起因する使用不能または修補を含みます。）に対する損害賠償責任。なお、これらの財物の一部の欠陥によるその財物の他の部分の損壊に対する損害賠償責任を含みます。
 - ◇生産物
 - ◇仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。）
- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任
- 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任
- 保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故に基づく損害
- 次のいずれかに該当する場合
 - ◇この保険契約が初年度契約の場合において、保険契約者、被保険者もしくはその代理人が、この保険契約の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていた^(注)とき
 - ◇この保険契約が継続契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、初年度契約の保険期間の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていた^(注)とき

^(注) 知っていたと合理的に判断できる理由があるときを含みます。

- 事故が発生しましたが発生が予想される場合に、事故の拡大または同一原因による他の事故の発生を防止するために生産物または仕事の目的物について講じるべき回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）を、被保険者が正当な理由なく怠ったときの、以後発生する同一の原因に基づく損害
- 生産物が成分、原材料または部品等として使用された（生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおりに使用されたときを含みます。）財物（以下「完成品」といいます。）の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害。
ただし、完成品の損壊に起因して発生した、完成品以外の財物の損壊および身体の障害は除きます。

- 生産物が製造機械等または製造機械等の部品である場合の次のいずれかに該当する損害
 - ◇製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物（以下「製造品・加工品」といいます。）の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害

◇製造品・加工品の色、形状等が本来意図したものと違うことに起因する損害。

ただし、製造品・加工品の損壊に起因して発生した、製造品・加工品以外の財物の損壊および身体の障害は除きます。

- 医薬品等、農薬または食品のいずれかに該当する生産物が、その意図または期待された効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害

- 保険の対象が医薬品等、医薬品等の製造・販売、臨床試験の場合に、特定の医薬品および特定の症状・事由に起因する損害 等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

III. 入所児童個人賠償補償（団体総合生活補償保険）

※印を付した用語については、下記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償 保険金 ★日常生活賠償 特約	<p>①保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>②日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等^{(*)1}を運行不能^{(*)2}にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>ア.本人の居住の用に供される住宅^{(*)3}の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ.被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>(*)1)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 (*)2)正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (*)3)敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(注)被保険者の範囲は、本人、配偶者[*]、同居の親族および別居の未婚[*]の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額*(0円)</p> <p>(注1)1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>(注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>(注4)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p> <p>(注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族[*]に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務従事中に被つた身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等[*]の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 <p>など</p>

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [*] 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帶するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
保険料確定特約（包括契約特約用）	保険契約の締結と同時に直近の会計年度1年間の被保険者数等に基づき保険料をお支払いいただくことにより、保険期間終了後の確定精算が不要となります。

*そのほか、包括契約特約（毎月報告・一括精算）もセットしています。

【※印の用語のご説明】

- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者^{*}および3親等内の姻族をいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

IV. 職員向け災害見舞金補償（労働災害総合保険）

①保険金をお支払いする場合

施設職員（パート、アルバイト等の臨時雇職員を含みます。以下「被用者」といいます。）が、保険期間中、施設業務上または通勤途上の災害^(注)により身体の障害（後遺障害、死亡を含みます。以下同様とします。）を被り、政府労災保険等の保険給付がなされた場合に、被保険者（補償の対象となる方をいいます。）が被用者またはその遺族に支払う金額としてこの保険契約の普通保険約款・特約で定める金額を保険金としてお支払いします。

（注）通勤災害補償特約をセットしているため保険金をお支払いします。

②お支払いの対象となる保険金の種類、保険金の額

●死亡に対する法定外補償保険金

被用者が業務上または通勤途上の災害^(注)によって死亡した場合、1口加入の場合500万円、2口加入の場合1,000万円、3口加入の場合1,500万円をお支払いします。

●後遺障害に対する法定外補償保険金

被用者が業務上または通勤途上の災害^(注)によって後遺障害（政府労災保険の第1級～第14級）を被った場合、後遺障害の等級に応じ、1口加入の場合10万円～500万円、2口加入の場合20万円～1,000万円、3口加入の場合30万円～1,500万円をお支払いします。

●休業に対する法定外補償保険金

被用者が業務上または通勤途上の災害^(注)による身体の障害によって休業し、賃金の支払いを受けられない場合に、休業第4日目以後について、1日につき、1口加入の場合1,000円、2口加入の場合2,000円、3口加入の場合3,000円をお支払いします。ただし、1,092日分を限度とします。

（注）通勤途上の災害は、「通勤災害補償特約」をセットしているため保険金をお支払いします。

*1 業務災害、通勤災害、後遺障害等級、休業日数等の認定は、政府労災保険等の認定に従います。

*2 お支払いする保険金の額は、法定外補償規定等^{*3}で定めている補償金額とこの保険の支払限度額のうち、いずれか低い額をお支払いします。ご加入者（被保険者：補償の対象者）が保険金の全部または一部を被災した被用者に対して支払わなかった場合には、その部分については引受保険会社にご返還いただこととなります。

*3 法定外補償規定等とは、被保険者である事業主が被用者に対して、政府労災保険等の給付の他に一定の労働災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定その他一定の災害補償を行う旨の規定等をいいます。

③保険金をお支払いしない主な場合

（1）次のいずれかに該当する事由によって被用者が被った身体の障害^(注1)については保険金をお支払いしません。

①保険契約者もしくは被保険者^(注2)またはこれらの事業場の責任者の故意

②地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注3)

④核燃料物質^(注4)もしくは核燃料物質^(注4)によって汚染された物^(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性

（2）次のいずれかに該当する身体の障害については保険金をお支払いしません。

①被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害

②風土病による身体の障害

③職業性疾病^(注6)による身体の障害

④被用者の故意、または被用者の重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害

⑤被用者が次のいずれかに該当する間に、その被用者本人が被った身体の障害

ア. 法令に定められた運転資格^(注7)を持たないで自動車等を運転している間

イ. 酒気を帯びた状態^(注8)で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑥被用者の故意の犯罪行為によってその被用者本人が被った身体の障害

（3）労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業については、保険金をお支払いしません。

（注1）身体の障害には、これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体の障害を含みます。

（注2）保険契約者もしくは被保険者とは、保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

（注5）核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

（注6）職業性疾病とは、労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。

（例）・粉塵じんによる「じん肺」・著しい騒音による「耳の疾患」・タイピスト等の「手指のけいれん」

・鉛、水銀、マンガン等による「中毒」・アスベストによる「中皮腫」

（注7）法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。

（注8）酒気を帯びた状態とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態をいいます。

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細および用語の定義については、普通保険約款・特約の「保険金をお支払いしない場合」等をご確認ください。またご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

V. 短期入所児童向け傷害補償

(団体総合生活補償保険(標準型) + 管理下中の傷害危険補償特約 + 準記名式契約(全員付保)(同一保険金額)特約 + 天災危険補償特約)

※印を付した用語については、P.15の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	<p>傷害死亡・後遺障害保険金額の全額</p> <p>(注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。</p> <p>(注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ
傷害後遺障害 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	<p>傷害死亡・ 後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合 (4% ~ 100%)</p> <p>(注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<p>など</p> <p>(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p>

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害入院 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	<p>傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数</p> <p>(注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。</p> <p>(注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	P.14の傷害保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。
	傷害手術 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合	<p>①入院*中に受けた手術*の場合 傷害入院保険金日額 × 10</p> <p>②①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5</p> <p>(注)1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。</p>	

補償対象外となる運動等

山岳登はん(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
 その他これらに類する危険な運動
 (*1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。
 (*2) グライダーおよび飛行船は含みません。
 (*3) 職務として操縦する場合は含みません。
 (*4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラグライダー等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帶するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約(自動セット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。
管理下中の傷害危険補償特約(自動セット)	「短期入所児童向け傷害補償」では、施設の管理下中のみ(往復途上を含む)が保険金お支払いの対象となります。
準記名式契約(全員付保) (同一保険金額) 特約 (自動セット)	被保険者となり得る方の名簿を保険契約者が備え付けることを条件として、ご加入時に被保険者の記名を省略し、被保険者の人数でご加入いただくことができる特約です。保険契約者と一定の関係にある方全員を被保険者としてご指定いただき、その人数を被保険者数とします。

【※印の用語のご説明】

- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものも含みます。
- ^(*)いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは、「事故が突然で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外來」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状^(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
- ①細菌性食中毒
- ②ウイルス性食中毒
- ^(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「後遺障害」とは、治療^(*)の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの^{*}を除きます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等^{*}を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
- ①公的医疗保险制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(*)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非創意的な徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
- ②先進医療^(*)に該当する診療行為^(*)
- ^(*)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
- ^(*)②の診療行為は、治療^{*}を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等^{*}、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「先進医療」とは、手術^{*}を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師^{*}が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療^{*}が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師^{*}の管理下において治療に専念することをいいます。

VI. ボランティア・実習生向け傷害補償

(団体総合生活補償保険(標準型) + 管理下中の傷害危険補償特約 + 準記名式契約(一部付保)(同一保険金額)特約)

※印を付した用語については、P.17の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	傷害死亡 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	<p>保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>傷害死亡・後遺障害保険金額の全額</p> <p>(注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。</p> <p>(注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帶び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ <p>など</p> <p>(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p>
傷害後遺障害 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	傷害後遺障害 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	<p>保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合</p> <p>傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合 (4% ~ 100%)</p> <p>(注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害入院 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	<p>傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数</p> <p>(注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。</p> <p>(注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	P.16の傷害保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。
	傷害手術 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合	<p>①入院*中に受けた手術*の場合 傷害入院保険金日額 × 10</p> <p>②①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5</p> <p>(注)1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。</p>	

補償対象外となる運動等

山岳登はん(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
 その他これらに類する危険な運動
 (*1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。
 (*2) グライダーおよび飛行船は含みません。
 (*3) 職務として操縦する場合は含みません。
 (*4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラグライダー等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
管理下中の傷害危険補償特約(自動セット)	「ボランティア・実習生向け傷害補償」では、施設の管理下中のみ(往復途上を含む)が保険金お支払いの対象となります。
準記名式契約(一部付保) (同一保険金額) 特約 (自動セット)	被保険者となり得る方の名簿を保険契約者が備え付けることを条件として、ご加入時に被保険者の記名を省略し、被保険者の人数でご加入いただくことができる特約です。保険契約者と一定の関係にある方全員を被保険者としてご指定いただき、その1日あたりの最高稼働人数を被保険者数とします。

【※印の用語のご説明】

- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(*) または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
 (*) いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちむち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来的事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは、「事故が突然的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状^(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
- ①細菌性食中毒
- ②ウイルス性食中毒
- (*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「後遺障害」とは、治療^{*}の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来において回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの^{*}を除きます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止) 第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等^{*}を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(*)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療^{*}に該当する診療行為^(*)
- (*) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
- (*) ②の診療行為は、治療^{*}を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等^{*}、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「先進医療」とは、手術^{*}を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般的な保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師^{*}が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療^{*}が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師^{*}の管理下において治療に専念することをいいます。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。
「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

【傷害補償・個人賠償補償】

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)

保険金額(ご契約金額)

被保険者の範囲

保険期間(保険のご契約期間)

保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

①皆さまがご確認ください。

- ・加入申込票の「児童数」「定員数」「最高稼働人数」欄は正しくご記入いただいていますか？
- ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
- *ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
- *ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

②「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

- ・被保険者（補償の対象となる方）の範囲は、ご希望通りとなってていますか？

加入手続

1. 加入申込票の記入、送付

「児童養護施設損害保険制度加入申込票」、「入所児童在籍状況報告」を児童育成協会ホームページに掲載しておりますので、必要事項をご入力のうえご出力ください。入所児童24時間傷害補償②にご加入の場合には前年度の長期入所児童（措置児童）の在籍名簿、入所児童個人賠償補償にご加入の場合には前年度の中学生以上の在籍名簿と共に、返信用封筒にて2024年10月11日までに公益財団法人 児童育成協会に到着するようご返送ください。

URL : <https://www.kodomono-shiro.or.jp>

（ホームページより加入申込票を作成できない場合は、MSK保険センター（株）にご連絡ください。）

2. 保険料の振込

加入申込票により算出された保険料（合計保険料）を、下記口座あてにお振込ください。
なお、振込手数料は施設さまにてご負担いただきますようお願いいたします。

（2024年10月11日までに着金するようお手続きください。）

<保険料振込口座>

みずほ銀行 新橋支店 普通2862873
口座名義 公益財団法人 児童育成協会
口座名義（カナ） ザイ ジドウイクセイキヨウカイ

3. 加入者証の送付

保険期間開始（2024年11月1日）の1～2か月後に、「加入者証」を送付させていただきます。内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

4. 中途加入手続について

上記期日以降に中途加入を希望される場合、毎月20日までに手続完了（加入申込票の到着および保険料の着金）するものに限り、翌月1日午前0時より保険期間（補償）が開始されます。なお、保険期間の終期は2025年11月1日午後4時（包括契約の場合、特約期間の終期は2025年10月31日午後12時）となります。

中途加入の場合の保険料は別途MSK保険センター（株）までお問合せください。
お手続については別添のマニュアルをご確認ください。

〈加入申込書類見本〉 ※児童育成協会ホームページに保険料自動計算機能

公益財団法人 児童育成協会 行

申込日: 令和 ●● 年 ●● 月 ●● 日

「児童養護施設損害保険制度」加入申込票

下記事項に相違がないことを確認の上、「児童養護施設損害保険制度」の加入を申込みます。また、「職員向け災害見舞金補償」について、労働災害総合保険普通保険約款および特約の規定により、保険料の算出等に用いる正確な数値等を「職員向け災害見舞金補償」の施設職員数欄にて通知いたします。

(ご注意)加入申込票には事実を正確にご回答(記入)ください。※印の項目は危険に関する重要な事項です。ご回答内容が事実と相違する場合または事実を記載しなかった場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認のうえご回答(記入)ください。

(ご注意)フリガナも必ずご記入ください。

法人・施設名 (注1)	フリガナ シャカイフクシホウジンニホンヨウゴエン 社会福祉法人 日本養護園		TEL (012) 345-67xx FAX (012) 345-67xx
代表者名	フリガナ シセツチョウ ミツイタロウ 施設長 三井太郎	<small>保険契約についての重要事項に関する説明書類を受け取ったものに、申込内容が意図に沿ったものであることを確認し、個人情報の取扱いに同意のうえ加入を申し込みます。</small> 印	スミトモ イチロウ 住友 一郎 フリガナ 担当者名
法人・施設住所	フリガナ トウキョウトヨダクカンダ3-9 〒 101-8011 東京都千代田区神田3-9		
e-Mail アドレス	(注)必ずご記載ください。 xxx.1234@xxxx.ne.jp		
保険期間	2024年11月1日 ~ 2025年11月1日		

(注1)複数施設をまとめて申込される場合は、運営主体である法人等を記載ください。(「複数施設加入法人用の名簿」提出要)

加入内容および保険料(保険金額・補償内容はパンフレットの通り)

主契約セット	入所児童24時間補償 ※①②から選択ください。		※人数	保険料単価	加入口数	保険料	
	① 「児童養護施設・乳児院」の幼稚園・小学校・中学校・高等学校生	中学以下児童数(注2)	6	1,380		33,120	
		高校児童数(注2)	2	1,628		13,024	
	② (注3) 「小規模グループケア(本園ユニットケア・分園型)・地域小規模児童養護施設(グループホーム)」の入所児童	前年度児童数(注4)	0	3,010		0	
	①の幼稚園～高等学校生以外	幼稚園～高等学校生以外(注4)	3	3,010		45,150	
	施設賠償		※人数	コース	※エレベーター台数	保険料	
			定員(注5)	31～60名	Cコース	1	44,490
	個人賠償 ※名簿の写が必要です。 「入所児童個人賠償補償の名簿について」を参照ください。		※人数	保険料単価	保険料		
			中学以上児童数(注6)	115	150	17,250	

(注2) 児童数は協会に対して報告している把握可能な最近の会計年度(1年間)の年間平均

入所児童数(新施設設立は把握可能な直近平均入所児童数)

主契約保険料 **153,034**

(注3) 名簿の写が必要です。「入所児童24h傷害②の名簿について」を参照ください。

(注4) 入所児童24時間傷害補償②の名簿人数(提出要)

(注5) 施設の正式定員数(暫定ではありません)。

任意契約	職員向け災害見舞金補償		施設職員数 (パート・アルバイト含む) (注7)	※人数	保険料単価	加入口数	保険料			
			把握可能な最近の労働保険年度の終期 ⇒		R6.3.31					
	短期入所等 児童向傷害補償		短期入所児童数 (注8)	※人数	保険料単価	加入口数	保険料			
				5	2,120	5	53,000			
	ボランティア・実習生向 傷害補償		最高稼動人数 (注9)	※人数	保険料単価	加入口数	保険料			
				3	2,050	2	12,300			

(注7) 現在把握可能な最近の労働保険年度の平均被用者数

(注8) 短期入所児童の名簿人数(名簿備付要・提出不要)

任意契約保険料 **86,180**

(注9)「1日に最大何名がボランティアおよび実習生として従事するか」の見込人数(名簿備付要・提出不要)

合計保険料 **239,214**

保険契約等	この保険契約で保険金のお支払対象となる損害を補償する他の保険契約等がある。(ありのときは右欄に記入。ない場合は「なし」となります。)	保険会社	保険金額・支払限度額		
		保険種類	過去3年間における事故		
		あり	→ ありの場合 回		

扱課支社コード

扱代理店コード

加入No.

付きのものを掲載しておりますので、そちらをご使用ください。

公益財団法人 児童育成協会 行

入所児童月別在籍状況報告

対象期間の入所児童数の内訳につき、下記のとおりご報告いたします。

対象期間：2023年4月1日～2024年3月31日

<単位：人>

	学校教育法上の学校在学児童（含む特別支援学校）	左記以外の児童					
		幼稚園	小学校	中学校（◆）	高等学校（◆）	未就園児童 (保育園児等)	専門学校等 (◆)
1	2023年4月1日	11	1	2	3	2	0
2	2023年5月1日	11	1	2	3	2	0
3	2023年6月1日	11	1	2	3	2	0
4	2023年7月1日	11	1	2	3	2	0
5	2023年8月1日	11	1	2	3	2	0
6	2023年9月1日	11	1	2	3	2	0
7	2023年10月1日	11	1	2	3	2	0
8	2023年11月1日	12	1	2	4	2	0
9	2023年12月1日	12	1	2	4	2	0
10	2024年1月1日	12	1	2	4	2	0
11	2024年2月1日	13	1	2	4	3	0
12	2024年3月1日	13	1	2	4	3	0
12ヶ月合計		139	12	24	41	26	0
年間平均 入所児童数		11	1	2	3	2	0

(始期時点の保険料が自動計算されます)
中学生以上の入所児童数（◆印の合計）×150円

※新設施設の場合は、直近の月別在籍者平均となります。表の対象期間を訂正してご記入下さい。

入所児童個人賠償保険料

施設所在地(都道府県名)：

東京都

資料1

報告施設名：

社会福祉法人 ××養護園

代表者名：
社会福祉法人 ××養護園 施設長 三井 太郎

印

ご注意点

■この保険は、公益財団法人 児童育成協会が保険契約者となる団体契約（Ⅰ.入所児童24時間傷害補償②・Ⅲ.入所児童個人賠償補償は包括契約）です。申込人または被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

■お申込となれる方は公益財団法人 児童育成協会の実施する児童養護施設運営支援事業における会員に限ります。

■被保険者の範囲は以下の通りです。

- ・入所児童 24 時間傷害補償（主契約）

①【「児童養護施設・乳児院」の幼稚園・小学校・中学校・高等学校生対象】
長期的に「児童養護施設・乳児院」に入所している児童*のうち幼稚園・小学校・中学校・高等学校に通う児童全員
※ショートステイ、トワイライトステイ等、児童相談所等行政機関からの要請で「短期入所」として入所された児童以外。

②【「小規模グループケア（本園ユニットケア・分園型）・地域小規模児童養護施設（グループホーム）」の入所児童、①の幼稚園・小学校・中学校・高等学校生以外対象】
長期的に入所している児童*のうち入所児童全員（上記①で被保険者とする幼稚園・小学校・中学校・高等学校在学以外）
※ショートステイ、トワイライトステイ等、児童相談所等行政機関からの要請で「短期入所」として入所された児童以外。

- ・入所児童個人賠償補償（主契約）

入所児童養護施設の入居者のうち中学生以上の児童全員

- ・短期入所児童向け傷害補償（任意契約）

ショートステイ、トワイライトステイ等の、児童相談所等行政機関からの要請で「短期入所」として入所された児童全員。

- ・ボランティア・実習生向け傷害補償（任意契約）

施設のボランティア・実習生全員

なお、施設管理者賠償補償および職員向け災害見舞金補償で（記名）被保険者となれる方の範囲は、上記のお申込となれる方の範囲と同じです。

■各施設において被保険者の名簿を備え付けていただきます。

■ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

■経営破綻した場合等の保険契約者の保護について

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

・傷害補償は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

・施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・昇降機賠償責任保険・団体総合生活補償保険（入所児童個人賠償補償）および労働災害総合保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

■この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

■保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。

■被保険者（補償の対象者または保険契約により補償を受けられる方）が次に該当する場合は、「他の保険契約等」欄にその内容を必ずご記入ください。

- ①同種の危険を補償する他の保険契約等（積立保険を含む、傷害保険・賠償責任保険・労働災害総合保険等）をご契約している場合
 - ②傷害補償・個人賠償補償・施設管理者賠償補償について、過去3年以内に合計5万円以上保険金を請求または受領したことがある場合（施設管理者賠償責任補償は金額を問わずご記入ください。）
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- （注）入所児童24時間傷害補償②（主契約）については被保険者として設定する児童養護施設の長期入所児童全員（「児童養護施設・乳児院」の場合は幼稚園・小学校・中学校・高等学校生以外）、入所児童個人賠償補償（主契約）については被保険者として設定する児童養護施設の入居者のうち中学生以上の児童を被保険者本人とし、被保険者本人からみてP.24「被保険者の範囲」に記載された方が自動的に被保険者（補償の対象者）となります。
- 傷害補償については、お客様のご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- 傷害補償の（傷害）死亡保険金は、特に（傷害）死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。
(傷害)死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。
- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することができます。

- ①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋
上記の商品やサービスには変更や追加が生じことがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することができます。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することができます。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することができます。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

各保険の重要事項のご説明

契約概要のご説明(学校契約団体傷害保険(管理下および管理下外補償)特約付普通傷害保険・団体総合生活補償保険(標準型)・団体総合生活補償保険(MS&AD型)・団体総合生活補償保険(入所児童個人賠償補償))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通傷害保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱い者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

学校契約団体傷害保険(管理下および管理下外補償)特約付普通傷害保険

団体総合生活補償保険(標準型)・団体総合生活補償保険(MS&AD型)

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。なお商品の概要、被保険者の範囲はそれぞれ次のとおりです。

- 学校契約団体傷害保険(管理下および管理下外補償)特約付普通傷害保険(以下、普通傷害保険といいます。)

概要と被保険者の範囲	学校の種別
会員施設を申込人とし、会員の施設に長期的に入所している児童のうち幼稚園・小学校・中学校・高校(※)に通う児童全員を被保険者とする契約です。 (※)具体的には右記「学校の種別」の学校をいいます。	幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、義務教育学校、高等学校の学校教育法 第1条に定める学校

- 団体総合生活補償保険(MS&AD型)包括契約(以下、団体総合生活補償保険(MS&AD型)といいます。)

被保険者となり得る方の名簿を備え付けることを条件として、あらかじめ約定した保険契約者・申込人と一定の関係にある者全員を包括して補償する方式です。

特約セット	概要	被保険者の範囲
・包括契約特約 (毎月報告・一括精算)	保険契約者・申込人と一定の関係にある方全員を被保険者としてご指定いただき、その人数の前年度実績を被保険者数とします。	包括契約特約(毎月報告・一括精算)に記載された方全員
・保険料確定特約 (包括特約契約用)		

- 団体総合生活補償保険(標準型)準記名式(以下、団体総合生活補償保険(標準型)といいます。)

被保険者となり得る方の名簿を備え付けることを条件として、ご加入時に被保険者の記名を省略し、被保険者の人数でご加入いただく方式です。

特約セット	概要	被保険者の範囲
全員付保 ★準記名式契約(全員付保)(同一保険金額)特約	保険契約者・申込人と一定の関係にある方全員を被保険者としてご指定いただき、その人数を被保険者数とします。	準記名式契約(全員付保)(同一保険金額)特約に記載された方全員
一部付保 ★準記名式契約(一部付保)(同一保険金額)特約	保険契約者・申込人と一定の関係のある方全員を被保険者としてご指定いただき、その1日あたりの最高稼働人数を被保険者数とします。	準記名式契約(一部付保)(同一保険金額)特約に記載された方全員

団体総合生活補償保険(入所児童個人賠償補償)

この保険は、被保険者(補償の対象者)が法律上の損害賠償責任を負わされた場合に保険金をお支払いします。

- 被保険者となり得る方の名簿を備え付けることを条件として、あらかじめ約定した保険契約者・申込人と一定の関係にある者全員を包括して補償する方式です。

特約セット	概要	被保険者の範囲
・包括契約特約 (毎月報告・一括精算)	保険契約者・申込人と一定の関係にある方全員を被保険者としてご指定いただき、その人数の前年度実績を被保険者数とします。	包括契約特約(毎月報告・一括精算)に記載された方全員
・保険料確定特約(包括特約契約用)		

なお、被保険者の範囲は次の通りです。

主な特約	被保険者の範囲
日常生活賠償特約	(a) 本人(※1) (b) 本人(※1)の配偶者 (c) 同居の親族(本人(※1)またはその配偶者と同居の、本人(※1)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子(本人(※1)またはその配偶者と別居の、本人(※1)またはその配偶者の未婚の子) (e) (a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(※2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

(※1) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(※2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の時におけるものをいいます。住民票上は同居となっていても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合は「児童養護施設損害保険制度のご案内」のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

「児童養護施設損害保険制度のご案内」をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

「児童養護施設損害保険制度のご案内」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

「児童養護施設損害保険制度のご案内」をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客様が実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

* 入所児童個人賠償補償は2024年11月1日午前0時から2025年10月31日午後12時までを特約期間とする包括契約です。

(5)引受条件

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2.(2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。

また、お客様が実際にご加入いただく保険金額につきましては、「児童養護施設損害保険制度のご案内」の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

普通傷害保険・団体総合生活補償保険(標準型)・団体総合生活補償保険(MS&AD型)

・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知ください。

・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・団体総合生活補償保険(標準型)の場合はお仕事の内容・被保険者数等、普通傷害保険の場合は保険金額・学校の種類等によって決定されます。お客様が実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

「児童養護施設損害保険制度のご案内」をご参照ください。

4. 満期返りい金・契約者配当金

この保険には満期返りい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返りい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返りい金として返還します。

始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返りい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(普通傷害保険・団体総合生活補償保険(標準型)・団体総合生活補償保険(MS&AD型)・団体総合生活補償保険(入所児童個人賠償補償))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は公益財団法人 児童育成協会が保険契約者となる団体契約(I.入所児童24時間傷害補償②・Ⅲ.入所児童個人賠償補償は包括契約)であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者の「職業・職務」(団体総合生活補償保険(標準型)のみ)
- ②他の保険契約等(*)に関する情報
 - (*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、個人賠償責任保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ③被保険者数
- ④学校(施設)名(普通傷害保険のみ)

(2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

団体総合生活補償保険(標準型)

- ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることができますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①職業・職務を変更した場合
- ②新たに職業に就いた場合
- ③職業をやめた場合
- ④被保険者が増員または減員となる場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、下記の<ご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>

下記以外の職業

<ご契約の引受範囲外>

オートテスター(テスライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます)、力士

その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

(3) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、個人賠償責任保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■保険金受取人について

保険金受取人	(傷害)死亡保険金	・(傷害)死亡保険金は、特に(傷害)死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

普通傷害保険・団体総合生活補償保険(標準型)(MS&AD型)

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。
 - ①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していないかった場合
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があつた場合
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく过大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があつた場合
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
- (*)保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されます。損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険	自動車保険
日常生活賠償特約	日常生活賠償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、「児童養護施設損害保険制度のご案内」記載の方法により払込みください。「児童養護施設損害保険制度のご案内」記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

* I. 入所児童24時間傷害補償②・Ⅲ. 入所児童個人賠償補償は2024年11月1日午前0時から2025年10月31日午後12時までを特約期間とする包括契約であり、特約期間中に開始する個々の被保険者の保険責任期間開始時刻も初日の午前0時に始まり末日の午後12時に終了します。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

（1）保険金をお支払いしない主な場合

「児童養護施設損害保険制度のご案内」をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

（2）重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害またはケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、「児童養護施設損害保険制度のご案内」記載の方法により払込みください。「児童養護施設損害保険制度のご案内」記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者全員が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、（傷害）死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

「児童養護施設損害保険制度のご案内」をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

「児童養護施設損害保険制度のご案内」をご参照ください。

この保険商品に関するお問合わせは

【代理店・扱者】

M S K 保険センター株式会社

T E L 0 3 - 3 2 5 9 - 7 9 0 1

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客様デスク」 0 1 2 0 - 6 3 2 - 2 7 7 (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



こちらからアクセスできます。

万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

0 1 2 0 - 2 5 8 - 1 8 9 (無料) 事故はいち早く

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。

「インターネット事故受付サービス」は、こちらから



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）] 0 5 7 0 - 0 2 2 - 8 0 8

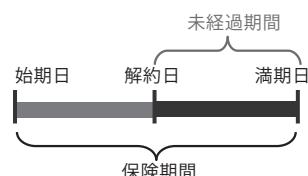
・受付時間[平日 9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは0 3 - 4 3 3 2 - 5 2 4 1におかけください。

・おかげ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>



2019年10月1日以降始期契約用

施設所有(管理)者賠償責任保険・昇降機賠償責任保険・生産物賠償責任保険をご加入いただくお客さまへ 重要事項のご説明

この書面では施設所有(管理)者賠償責任保険・昇降機賠償責任保険・生産物賠償責任保険契約に関する重要な事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。ご加入の内容は、普通保険約款およびご加入の保険種類ごとの特別約款・特約(以下「普通保険約款・特約」といいます。)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。申込人と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管ください。

契約概要のご説明

1. 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
施設所有(管理)者賠償責任保険 昇降機賠償責任保険 生産物賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 + 保険法の適用に関する特約 (自動セット) 賠償責任保険追加特約 (自動セット) + 施設所有(管理)者特別約款 昇降機特別約款 生産物特別約款 + 共通支払限度額特約

2. 引受条件等

(1)補償内容

①被保険者

保険の種類	被保険者(ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
施設所有(管理)者賠償責任保険 昇降機賠償責任保険 生産物賠償責任保険	加入申込票 ^(注) の「記名被保険者」欄に記載された方が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

②保険金をお支払いする主な場合

パンフレット本文(「児童養護施設損害保険制度のご案内」。以下「パンフレット」といいます。)の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

③お支払いの対象となる損害

パンフレットの「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

④保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレットの「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載しております。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いします。
この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

このご契約は、公益財団法人 児童育成協会が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

(2)セットできる主な特約

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

(3)保険期間および補償の開始・終了時期

①保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

②補償の開始

始期日の午後4時(加入申込票またはセッティングされた特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。

③補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

(4)支払限度額等

パンフレットをご参照ください。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み

保険料^(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料^(注)につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。

(2)保険料の払込方法

パンフレットをご参照ください。

4. 満期返り金・契約者配当金

このご契約には、満期返り金・契約者配当金はありません。

5. 解約返り金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返り金として返還しますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいたるべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。注意喚起情報のご説明の「6. 解約と解約返り金」をご参照ください。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(告知義務一加入申込票の記載上の注意事項)

特にご注意ください

- ①申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事實を正確に知らせる義務のことです。
- ②告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票^(注)に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

(2) ご加入後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

- ①ご加入後、次の事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 加入申込票の「※」印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
○ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

- ②ご加入後、次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- △加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
△上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3. 保険期間および補償の開始・終了時期

(1) 保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

(2) 補償の開始

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。

(3) 補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりませんのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできることがあります。

- ①保険契約者または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
②被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料は、パンフレット記載の方法により払い込んでください。パンフレット記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかにお申出ください。

- ご加入の脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(右図をご参照ください。)分よりも少くなりります。

たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいた保険料の半分よりも少くなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

- 始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいたべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。



7. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットをご参照ください。

8. 契約取扱者の権限

契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理等の業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

9. 個人情報の取扱い

パンフレットをご参照ください。

この保険商品に関するお問合わせは

代理店・扱者 MSK保険センター株式会社
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL:03-3259-7901 FAX:03-3259-7917



保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

「三井住友海上お客様デスク」 0120-632-277 (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます。

事故が起った場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

「24時間365日事故受付サービス
三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル
(全国共通・通話料有料)]

- ・受付時間[平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
・おかげ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

その他のご説明

<施設所有(管理)者賠償責任保険・昇降機賠償責任保険・生産物賠償責任保険>

ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。
また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. お申込み後にご注意いただきたいこと ~注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと~

(1) 加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

(2) 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

特にご注意ください

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれことがありますのでご注意ください。

2. 事故が起こった場合の手続

(1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

- ①損害の発生および拡大の防止
- ②相手の確認
- ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) (注)事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
②他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書
③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼)念書
(4)被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいたからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1)保険金請求に必要な書類は、上記の表をご確認ください。

(注2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3)必要な事項の確認を行うために、警察等の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押さえはできません。

重要事項のご説明

- この書面は、労働災害総合保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いします。
- お申込みいただく際には、加入申込票等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
- この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款およびご加入の保険種類ごとの特約（以下、「普通保険約款・特約」といいます。）に記載していますのでご確認ください。
- 普通保険約款・特約は、ご加入後、加入者証とともに届けします。事前に必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご加入後も保管してください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み **契約概要**

労働災害総合保険普通保険約款 + 自動セット特約^(注1) + 各種特約^(注2)

(注1) 次の特約となります。

- ・労働災害総合保険特約
- ・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約
- ・サイバーインシデント補償特約

(注2) セットできる主な特約については、「2. (2) セットできる主な特約」をご参照ください。

2. 引受条件等

(1) 補償内容

①被保険者 **契約概要**

補償の内容によって、被保険者（保険契約により補償を受けられる方をいいます。）が異なります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

②保険金をお支払いする主な場合 **契約概要**

●法定外補償条項

- ・被保険者の被用者（被保険者の従業員等で加入者証に記載された方をいいます。以下同様とします。）が業務上または通勤途上の災害^(注)によって身体の障害（後遺障害、死亡を含みます。以下同様とします。）を被り、政府労災保険等の保険給付がなされた場合に、被保険者が被用者またはその遺族に支払う金額としてこの保険契約の普通保険約款・特約で定める金額を保険金としてお支払いします。
- ・労働災害には「業務災害」と「通勤災害」があり、政府労災保険ではともに保険給付の対象となっています。法定外補償条項の基本契約では、このうち「業務災害」のみを対象としていますが、特約をセットいただくことにより「通勤災害」も対象とすることができます。なお、法定外補償条項の「業務災害」「通勤災害」の認定、および後遺障害等級、休業日数等の認定については政府労災保険等の決定に従います（所轄の労働基準監督署長の認定によります。）。
- ・政府労災保険等とは異なり、保険金は被保険者にお支払いします。ただし、最終的には被保険者から補償金として全額被災した被用者にお渡しいただきます。被災した被用者からは受領証の取付けが必要となり、被保険者が保険金の全部または一部を被災した被用者に対して支払わなかった場合には、その部分については引受保険会社にご返還いただくことになります。

(注) 通勤途上の災害については、「通勤災害補償特約」をセットした場合のみ保険金をお支払します。

* 保険金をお支払いする条件は適用される特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

③保険金をお支払いしない主な場合

契約概要

注意喚起情報

保険金をお支払いしない主な場合については、「児童養護施設損害保険制度のご案内」職員向け災害見舞金補償（労働災害総合保険）の③保険金をお支払いしない主な場合（13 ページ）をご参照ください。

④お支払いの対象となる保険金の種類

契約概要

注意喚起情報

お支払いする保険金として普通保険約款に定めているものは次のとおりです。ただし、適用される特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

●法定外補償条項

①死亡に対する法定外補償保険金

被用者が死亡した場合にお支払いする保険金です。

②後遺障害に対する法定外補償保険金

被用者が後遺障害（政府労災保険の第1級～第14級）を被った場合にお支払いする保険金です。

③休業に対する法定外補償保険金

被用者が身体の障害により休業し、賃金の支払いを受けられない場合にお支払いする保険金です。休業し、賃金の支払いを受けられない日の第4日目以降が対象で1,092日分を限度とします。

(2) セットできる主な特約

契約概要

セットできる主な特約は「児童養護施設損害保険制度のご案内」(2ページ)をご参照ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(3) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

①保険期間

「児童養護施設損害保険制度のご案内」(表紙)をご参照ください。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

②補償の開始時期

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料は、保険料の払込みが猶予される場合^(注)を除いて、ご加入と同時に払い込んでください。**保険期間が始まった後でも、保険料の払込みを怠った場合、始期日から代理店・扱者または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた身体の障害による損害に対しては保険金をお支払いしません。**

(注) 保険料の払込みが猶予される場合の詳細については、「3.(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い」をご参照ください。

③補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

(4) 支払限度額等

契約概要

注意喚起情報

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お客さまが実際にご加入いただく支払限度額につきましては、加入申込票および「児童養護施設損害保険制度のご案内」(2ページ)の「支払限度額」欄にてご確認ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

なお、支払限度額は、政府労災保険制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

●法定外補償条項

法定外補償規定等を定めている場合は、法定外補償規定等の補償金額の全部または一部をカバーするよう支払限度額を設定します。

(a) 単位定額方式：法定外補償金額を「被用者1名につき○○円」と金額で定める場合
被用者1名につき、支払限度額を設定します。

(b) 単位定率方式：法定外補償金額を「被用者1名につき1日あたり平均賃金の○○日分」と日数で定められている場合
被用者1名につき、1日あたりの平均賃金^(注)の倍数で設定します。休業補償については1日あたりの平均賃金に対する割合(○○%)で設定します。

(注) 平均賃金とは、政府労災保険等の給付基礎日額をいい、保険金支払いの対象となる負傷や疾病の原因となった労働災害の発生日の直前3か月間にその被用者に支払われた賃金総額(3か月を超える期間ごとに支払われる賞与等を除きます。)の平均日額をいいます。

(c) 上記(a)、(b)の組合せにより設定する方法

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

契約概要

①保険料

保険料^(注)は、支払限度額、事業の種類、保険料算出の基礎数値等によって決定されます。また、継続契約においては、過去の保険金のお支払実績等に基づく割増引が適用されます。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料^(注)につきましては、加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注) 申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

②割増引の合算適用

損害率による割増引^(注)について団体契約として合算適用します。その他の割増引の詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(注) 割増引率は保険料および過去の損害率等により変動します。このため、加入状況および保険金のお支払状況により翌年度の割増引率が変更となる場合があります。

(2) 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

「児童養護施設損害保険制度のご案内」(19ページ)をご参照ください。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

保険料は、「児童養護施設損害保険制度のご案内」(19ページ)に記載の方法により払込んでください。「児童養護施設損害保険制度のご案内」(19ページ)に記載の方法による保険料の払込みがない場合、身体の障害による損害が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

(4) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

注意喚起情報

- (1) 申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票^(注)に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかつた場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票^(注)の記載内容を必ずご確認ください。
(注) 引受保険会社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。
- (3) この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険の種類、支払限度額等）を告知してください。
補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

2. クーリングオフ(ご加入のお申込みの撤回等)

注意喚起情報

この保険は、ご加入のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

3. その他

保険料算出（確定）のための確認資料（「保険料確定特約」をセットした契約）

「保険料確定特約」をセットすることにより、保険料が次のいずれかによって定められている場合は、ご加入の際に保険料を算出（確定）するために必要な賃金総額、平均被用者数または請負金額についての資料を引受保険会社にご提出いただきます。

- ご加入時点で把握可能な最近の「労働保険年度（1年間）」もしくは「会計年度（1年間）」における賃金総額、平均被用者数または請負金額

詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

III ご加入後におけるご注意事項

1. 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

- (1) ご加入後、次の事実が発生した場合は、あらかじめ（事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）ご契約の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①加入申込票の「※」印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
②ご加入時にご提出いただいた告知書・加入申込票等の記載内容に変更が生じる場合

- (2) 次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- ①加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
②上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

2. 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

- (1) この保険契約を脱退（解約）する場合は、ご契約の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- (2) 脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険料が賃金によって定められる場合は既経過期間中に支払った賃金総額に基づき算出した保険料、被用者数によって定められる場合は既経過期間中の平均被用者数に基づき脱退（解約）の条件によって、脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。
詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

- (3) 始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

3. 加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

4. 失効について

注意喚起情報

この保険契約が失効した場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

5. 保険料の精算および保険料算出(確定)のための確認資料

保険料が見込の賃金総額、平均被用者数等によって定められている場合は、これらの数値が確定した後、保険料の精算を行う必要があります^(注)。保険料の精算の際に、保険料を算出(確定)するために必要な資料を引受保険会社にご提出いただきます。実績数値に基づき算出された確定保険料と暫定保険料に過不足がある場合は、その差額を精算させていただきます。

(注) この保険契約から脱退(解約)される場合にも、保険料の精算を行う必要があります。

6. 調査について

保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由なく拒んだ場合は、ご契約を解除することがあります。

その他ご留意いただきたいこと

1. 災害が起きた場合

(1) 災害が起きた場合の引受保険会社へのご連絡等

災害が起きた場合、次の処置を行ったうえで、遅滞なくご契約の代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

災害の拡大の防止および軽減

ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

(2) 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)災害の発生状況を確認できる書類	労働者死傷病報告(写)
(3)労災保険法等の支給請求書(写)	遺族補償年金(一時金)支給請求書、障害補償給付支給請求書、休業補償給付支給請求書
(4)労災保険法等の支給決定通知書(写)	労災保険法等の支給決定通知書(写)・年金証書(写)
(5)被用者の死亡に伴う保険金請求の場合には、死亡診断書または死体検案書	死亡診断書、死体検案書、遺族補償年金(一時金)支給請求書
(6)被用者の後遺障害に伴う保険金請求の場合には、障害の程度を証明する医師の診断書	引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害による損害の額を示す書類、障害補償給付支給請求書
(7)被用者の休業に伴う保険金請求の場合には、被保険者の休業証明書(賃金不払を証明するもの)	被保険者の休業証明書、休業補償給付支給請求書
(8)被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定(写)	法定外補償規定(写)
(9)法定外補償条項の保険金請求の場合には、被保険者が支払ったまたは支払責任を負担した災害補償金の額を証明する書類	労働災害補償金受領書、補償金の振込伝票(控)、示談書(写)
(10)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証明する書類および委任した方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書
⑤平均賃金(給付基礎日額)の算定内容を確認する書類	平均賃金算定内訳
⑥交通事故の場合は、事故発生状況の確認のために労働基準監督署に提出された交通事故証明書(写)	交通事故証明書(写)
⑦被用者が車両運転・操縦中の事故の場合は、運転免許・法令資格が確認できる書類	運転免許証(写)、労働安全衛生法による技能講習修了証書類(写)
⑧通勤災害補償特約をセットした場合で、通勤災害における交通事故等、第三者の加害行為による災害の場合は、労働基準監督署に提出された第三者加害行為届(写)	第三者加害行為届(写)
⑨下請負人補償特約をセットした場合は、被保険者から下請負人への発注・受注を確認する書類	発注・受注の請負契約書等
⑩災害付帯費用補償特約をセットした場合は、被保険者が負担した香典、葬儀、花輪代等の諸費用の額を確認する書類	香典、葬儀、花輪代等の費用明細等

(3) 保険金のお支払時期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いします^(注3)。この間に必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

(4) 保険金請求権の時效

保険金請求権については時效(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

(5) 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

2. 個人情報の取扱い

注意喚起情報

「児童養護施設損害保険制度のご案内」(23ページ)をご参照ください。

3. 契約取扱者の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理等の業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

4. 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできることがあります。

- ①申込人または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として身体の障害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③申込人または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 継続契約について

(1) 著しく保険金請求の頻度が高い等、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があつた場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

(2) 引受保険会社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

6. 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

「児童養護施設損害保険制度のご案内」(22ページ)をご参照ください。

お問合わせ窓口

この保険商品に関するお問合わせは

【代理店・扱者】 MSK保険センター株式会社 TEL 03-3259-7901

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

三井住友海上へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客様デスク 0120-632-277 (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます。



災害が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

事故は いち早く

24時間365日事故受付サービス 0120-258-189 (無料)

三井住友海上事故受付センター

指定紛争解決機関

注意喚起情報

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただけます。

一般社団法人 日本損害保険協会 0570-022-808 [ナビダイヤル (全国共通・通話料有料)]

そんぽADRセンター

- ・受付時間 [平日9:15～17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかげ間違いでご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

事故が発生した場合

1. <保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。（裏表紙の「事故報告書」に必要事項を記入のうえ、P.37の各県事故連絡先に電話する前にFAXください）。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

（保険金支払いの履行期）

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^{(*)1}をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^{(*)2}を終えて保険金をお支払いします。^{(*)3}

（* 1）保険金請求に必要な書類は、「2. 保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

（* 2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（* 3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払います。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

（代理請求人について）（II. 施設管理者賠償補償、V. 労働災害総合保険は対象外です。）

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

（*）法律上の配偶者に限ります。

2. 保険金のご請求時にご提出いただく書類

●被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

（傷害補償用）

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書

- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- ・被保険者であることを確認するための書類（保険契約者備付名簿（写）、被保険者数兼被保険者証明書、被保険者証明書（兼事故証明書）、請負契約書（写）、発注書（写）等）

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることあります。

●上記のご提出いただく書類は、普通傷害保険、団体総合生活補償保険の事故が発生した場合のお取扱いとなります。それ以外の保険につきましては、P.27～34に記載の各保険の『重要事項のご説明』をご覧ください。

3. 示談交渉について

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできることなどがありますのでご注意ください。

＜示談交渉サービス＞

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお受けいたします。なお、示談交渉をお受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することができます。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

＜示談交渉を行うことができない主な場合＞

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

事故が発生した場合の連絡先一覧表

裏表紙の「事故報告書」に必要事項を記入のうえ、下記の各県事故連絡先にFAXください。

(三井住友海上火災保険(株)担当保険金お支払センター一覧)

賠償事故・労災事故の場合

都道府県	担当保険金お支払センター	〒	住 所	TEL	FAX
北海道	火災新種損害サポート部 札幌火災新種保険金お支払センター	060-8631	札幌市中央区北3条西2-6 札幌MTビル6F	011(213)3327	011(272)0003
青森、岩手、秋田、 山形、宮城、福島	火災新種損害サポート部 仙台火災新種保険金お支払センター	980-0811	仙台市青葉区一番町2-5-27 三井住友海上仙台ビル2F	022(221)8809	022(221)4719
栃木、山梨、茨城	火災新種損害サポート部 第四保険金お支払センター	101-8011	千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上駿河台新館ビル10F	03(3259)5886	03(3259)5540
千葉、埼玉	火災新種損害サポート部 第三保険金お支払センター	101-8011	千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上駿河台新館ビル10F	03(3259)3384	03(3259)5525
群馬、長野、新潟	火災新種損害サポート部 高崎火災新種保険金お支払センター	370-0045	群馬県高崎市東町80 群馬トヨタビル5F	027(323)4620	027(323)4623
東京	火災新種損害サポート部 第一保険金お支払センター	101-8011	千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上駿河台新館ビル10F	03(3259)5824	03(3259)5594
神奈川、静岡	火災新種損害サポート部 横浜火災新種保険金お支払センター	220-0011	横浜市西区高島1-2-5 横濱ゲートタワー21F	045(274)8960	045(641)2164
富山、石川、福井	火災新種損害サポート部 金沢火災新種保険金お支払センター	920-0918	金沢市尾山町6-25 三井住友海上金沢ビル4F	076(223)9928	076(262)9867
愛知、三重、岐阜	中部火災新種損害サポート部 火災新種保険金お支払センター	460-8635	名古屋市中区錦1-2-1 三井住友海上名古屋ビル5F	052(223)4134	052(223)4138
大阪	関西火災新種損害サポート部 関西火災新種第一保険金お支払センター	540-8677	大阪市中央区北浜4-3-1 三井住友海上大阪淀屋橋ビル6F	06(6233)0116	06(6233)0237
京都、滋賀	関西火災新種損害サポート部 関西火災新種第二保険金お支払センター	540-8677	大阪市中央区北浜4-3-1 三井住友海上大阪淀屋橋ビル6F	06(6233)0108	06(6233)0219
兵庫、奈良、和歌山	関西火災新種損害サポート部 関西火災新種第三保険金お支払センター	540-8677	大阪市中央区北浜4-3-1 三井住友海上大阪淀屋橋ビル6F	06(6233)1563	06(6233)1287
広島、山口、岡山、鳥取、 島根	関西火災新種損害サポート部 広島火災新種保険金お支払センター	730-0806	広島市中区西十日市町9-9 三井住友海上広島ビル9F	082(234)5843	082(234)1107
香川、愛媛、徳島、高知	関西火災新種損害サポート部 高松火災新種保険金お支払センター	760-8560	高松市古新町2-3 三井住友海上高松ビル7F	087(825)5714	087(825)2120
福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島、沖縄	九州火災新種損害サポート部 九州火災新種保険金お支払センター	810-8683	福岡市中央区赤坂1-16-14 三井住友海上福岡赤坂ビル3F	092(722)6453	092(722)6840

おケガをされた場合

都道府県	担当保険金お支払センター	〒	住 所	TEL	FAX
全国	傷害疾病損害サポート部 傷害疾病第三保険金お支払センター	101-8011	千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上駿河台新館ビル11F	03(3259)8107	03(3219)2927

報告日 年 月 日

三井住友海上火災保険株式会社 御中

「児童養護施設損害保険制度」事故報告書

施設名※	(担当者名)		
施設住所	〒		
	TEL () -	FAX () -	

※複数の施設をまとめて加入されている場合は、法人等の名称もご記入ください。

事故発生日時	年 月 日 時頃
事故発生場所	
被害者氏名等 (物損の場合は所有者)	氏名 生年月日 月 日 (才) <input type="checkbox"/> 通園・通学をしている <input type="checkbox"/> 通園・通学をしていない
	住所 TEL () -
	施設との関係 ()措置児童 ()職員 ()第三者 ()その他 → ()
	受傷の部位や、入院の有無など、できるだけ具体的にご記入ください。 (損害賠償の請求を受けたときは、その内容を記載してください。)
事故発生状況 および 被害の状況	